

産業建設常任委員会記録

令和6年 第4回定例会	
1 日 時	令和6年12月19日（木） 午前10時00分 開会 午前11時59分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	大 貫 桂 一 委員長 鈴 木 毅 副委員長 駒 場 久 和 委員 阿 部 秀 実 委員 津久井 健 吉 委員 小 島 実 委員 関 口 正 一 委員
4 欠席委員	横 尾 武 男 委員
5 委員外出席者	谷 中 恵 子 議長 石 川 さやか 副議長 佐 藤 誠 隆 議員 梶 原 勝 弘 議員 早 川 勝 浩 議員 橋 本 知 史 議員 仲 田 武 洋 議員 鹿 妻 武 洋 議員
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	渡辺 議事課長 今泉 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	3人

産業建設常任委員会 説明員

職 名		氏 名	人 数
経済部	経済部長	竹澤 英明	7名
	産業振興課長	小泉 宏	
	産業誘致推進室長	宇賀神敏貴	
	観光交流課長	大貫 照実	
	農政課長	東城 朋子	
	林政課長	倉澤 弘	
	産業振興課長補佐	福田 昌子	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	橋本 寿夫	1名
環境部	環境部長	関口 守	3名
	環境課長	大場 隆光	
	資源循環課長	金子 尚己	
都市建設部	都市建設部長	小磯 栄一	8名
	都市計画課長	柏崎英一郎	
	整備課長	山田 治夫	
	維持課長	湯沢 浩	
	建築課長	湯澤 一公	
	建築指導課長	埴 純人	
	都市計画課開発指導調整担当	鈴木 久夫	
	都市計画課長補佐	井戸圭一郎	
上下水道部	上下水道部長	高村 秀樹	7名
	企業経営課長	北島 礼弘	
	水道課長	関口 正視	
	下水道課長	上田 悦久	
	下水道事務所長	高久 治勇	
	水道課水道担当	大門喜久治	
	下水道課下水道担当	小林 寿伸	
合 計			26名

産業建設常任委員会 審査事項

- 1 議案第80号 令和6年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について
- 2 議案第83号 令和6年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 3 議案第86号 指定管理者の指定について
- 4 議案第87号 指定管理者の指定について
- 5 議案第88号 指定管理者の指定について
- 6 議案第89号 市道路線の認定について
- 7 議案第90号 市道路線の変更について
- 8 議案第93号 鹿沼市道路占用料条例の一部改正について
- 9 議案第94号 鹿沼市市営住宅条例及び鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について
- 10 陳情第11号 栃木県に対し宇都宮鹿沼道路（さつきロード）の料金徴収期間「10年延伸」案の反対を求める意見書の提出に関します陳情
- 11 陳情第12号 城山城址公園に隣接する西側の防空監視哨一帯を鹿沼市の公園にすることを求める陳情

令和6年第4回定例会 産業建設常任委員会概要

○大貫委員長 開会前に申し上げます。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお話してください。

なお、再質問に対する答弁については、委員長から指名を行いませんので、担当課長は挙手の上、説明をお願いいたします。

なお、本日、横尾委員が欠席となっております。

今回は、改選後の初めての委員会でございますので、正副委員長から挨拶をさせていただきますと思います。

では、委員長に就任しました大貫桂一です。

1年間ではございますが、執行部の皆様、そして、委員の皆様、どうぞスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○鈴木副委員長 同じく副委員長を仰せつかりました鈴木毅と申します。

しっかり委員長をサポートしていきますので、よろしくお願いいたします。

(「よろしくお願いいたします」と言う者あり)(拍手)

○大貫委員長 それでは、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されている案件は、議案9件、陳情2件であります。

それでは、早速、審議を行います。

はじめに、陳情第12号 城山城址公園に隣接する西側の防空監視哨一帯を鹿沼市の公園にすることを求める陳情につきまして、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいておりますので、陳情第12号から審査していきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第12号 城山城址公園に隣接する西側の防空監視哨一帯を鹿沼市の公園にすることを求める陳情を議題といたします。

この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である特定非営利活動法人城山を守る会の3名の方、副理事長の■■■■様、■■■■様、庶務会計の■■■■様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○大貫委員長 本日はお疲れ様です。

早速ですが、陳情第12号 城山城址公園に隣接する西側の防空監視哨一帯を鹿沼市の

公園にすることを求める陳情について、5分程度で説明をお願いいたします。

○陳情人A おはようございます。

ご紹介いただきました副理事長をしております[REDACTED]でございます。よろしくお願いいたします。

既に、陳情の中身で書いてございますように、城山公園のお話でございます。

城山公園、我々にとっては生まれたときから、全山が公園だと思っていたわけなのですが、中をはずせば、「ツツジのとこだけが公園だよ」ということがございまして、今回の要請に至っているところでございます。

ご承知かと思うのですが、何名かの市会議員の皆様には、過日、10月に防空監視哨一帯、これの補修完成披露ということ、復元記念ということで、ご招待差し上げたところ、多くの皆さん、参加していただいて、現状のほうはおわかりかと思います。

我々にとってみましては、まさに城山公園、古城としての中世以来、多くの先人たちが栄枯盛衰をとどめた史跡でございます。

かつ、ツツジを植えまして、つつじまつり等々を開催しているところでございます。

その場所に、まさに頂上部分でございますが、口栗野防空監視哨、こちらがございす。

書いてありますように、これは特異な時代体制下の土木技術の一つを伝えるとして、推奨土木遺産、国の公益社団法人土木学会、こちらから推奨をいただいた、こういう経過がございます。

それで、我々としましては、城山を守る会といたしましては、これをぜひとも直さなくてはならないだろうと、いわゆるこれ以上崩壊が進まないようにということで、過日、ご披露したように、賛助金等を集めまして、補修をさせていただいたと、こんなところでございます。

また、登られた市会議員の皆様、ご承知かと思うのですが、頂上付近に城山、大きな記念の石が立っております。

これにつきましても、徳川慶喜さんが揮毫されているという、歴史あるものであるということも一つでございます。

それで、眼下、これは西側になりますが、ツツジが750本、新たに植栽をしております。

これは地域の夢実現事業、この部分で遊歩道の整備、それから県の森林税、こちらを活用いたしまして、ツツジの植栽等やっております。

そんな意味もございまして、できますならば、いわゆる今までの公園をより拡大をいたしまして、ハイキングロード的なもの、こういう形で、全山を城山公園の一部として、ご認識をいただければということで、本日陳情を差し上げた、こんな形でございます。

よろしくご審議のほど、お願いしたいと思います。

○大貫委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

10月のときに私も登らせていただきました。

本当にすばらしき、整備というか、もちろん、一番上の防空監視哨もちちゃんと整備されていたのですが、そこに至るまでの山道、林道、下草刈りとか、すごく丁寧に整備されているなというのを感じたのですけれども、今回は、この陳情で、公園として管理をしてほしいというところでの陳情ということだと思うのですが、今地域の方たちがボランティアということで、活動されていますけれども、今後、公園としてなった後は、活動としては、どんなふうに接していきたいとかという希望があれば、ちょっとお聞きしたいということと、あと、以前、その城山公園、ツツジの根っこをイノシシがとって食べてしまうという被害が随分多かったみたいですが、今それがどんなふうになっているか、もし、最近の状況がわかれば、お聞かせいただきたいと思います。

○大貫委員長 説明をお願いします。はい、どうぞ。

○陳情人B 私、事務担当をしておりますと申します。よろしくお願いいたします。

ただいまの阿部議員さんのご質問に対して、2つあったかと思います。

今後、管理体制をどうするかというようなお話だったと思います。

私どものほうは現在、もう十数年、ツツジを植えてから、毎年下草刈り、また、肥料くれとか、雑木を切って景観をよくするということを実施、ボランティアで実施しております。

今後ともこの行為につきましては、継続してまいりたいと思っております。

ただ、私どものほう、一口 500 円なのです、会費が。

現在、140 名ほどいまして、大体 20 万円ぐらいしかお金が集まってまいりません。

そして、今のところ、県民税のほうで、約 30 万円ほどいただいているのですけれども、あと 2 年でこれも切れます。

その先どうなるかわかりませんので、自主財源は 20 万円ぐらいしかありません。

それで、これで今のところは 50 万円ほどありますので、この管理体制というのをやっておりますけれども、やはりこの補助金、県民税の補助金がもしなくなるとすると、今の管理体制が若干後ろ向きになる可能性もありますので、その辺のところについては、今後鹿沼市さんのほうにお願いするかもわかりませんが、一応、我々城山を守る会としましては継続する意思でございます。

それと、あともう 1 つ何でした。

(「イノシシ」と言う者あり)

○陳情人B イノシシの対策でございますけれども、これは栗野財産区の費用をいただきまして、約 300 万円ほどかかりましたけれども、現在ある城山の公園を含めまして、本会の一部増やしたいというところで、全部で 6 町歩になります。

それで、山の裾全部に対して、1,200 メートルございますので、この 1,200 メートル全

て金属製の、1.5メートルぐらいですか、その金属製の網を全山裾周りに張りまして、イノシシの入れないように対策をしておりますので、鳥獣害の害については、今までみた
いな方法は、穴を掘られて大変だということはなくなっていると思います。

ただし、イノシシのほうも自分の生命の維持するために、どこか弱いところというところを見つけて歩いているのですよね。

それで、今回、そういうところが1、2カ所見つかりましたので、すぐにそのところは、何ですか、またとめて入れないようにして、我々が見回っておりますので、中に
巣つくったり、そういうことがないように現在も管理体制をしておりますし、通常はその金網から入ってこられないような状態で維持されております。

以上でございます。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

○大貫委員長 はい。

ほかに確認事項はありますか。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の方々にはご退席をお願いいたします。

お疲れ様でした。

(陳情人 退席)

○大貫委員長 それでは、陳情第12号について、執行部に確認したいことはありますか。
阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

今の陳情人から説明があつて、城山公園そのもの自体は、手前のほうなのですけれども、かなり急勾配を上がっていったところに、この防空監視哨を再現できたということで、それを公園化ということなのですが、公園という位置づけにするためには、市としてはどういう手続が必要なのかを教えていただければと思います。

○大貫委員長 はい、大貫観光交流課長。

○大貫観光交流課長 はい、観光交流課長の大貫です。

阿部委員の質疑にお答えさせていただきます。

はい、公園の指定についてというの、手続についてということかと思いますが、市がこの部分を公園にということで指定することによって、公園というふうになるかと思っております。

以上です。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、そういう指定をしますということだけで、割と簡単に、その法的手続とか、県とか、国へとかということは何もなく、公園指定ということで大丈夫だということですか。

○大貫委員長 山田整備課長。

○山田整備課長 整備課長の山田です。

公園の指定について、一般的なことで、ちょっとお答えさせていただきます。

整備課で管理している都市公園においては、都市公園条例というものがございまして、この条例の中で、その区域を変更したいというときには、これを公示するというものになってございます。

手続としては公示をするということになるかと思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部さん、阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 はい。

○阿部委員 では、あと1個だけよろしいでしょうか。

○大貫委員長 どうぞ。阿部委員。

○阿部委員 では、公にそれを示していくということで、公園にすることはできるということという認識でよろしいということですね、はい。

それで、それともう1つ、今陳情人からの説明の中で、鉄柵を、財産区のほうからの財源をもとに、ご苦労されて、鉄柵をつくったということなのですけれども、今現在の城山公園は、箱わなとか、いくつかの対策はとられているのだと思うのですが、これが公園化すれば、この全体の中でも、そういう管理は、体制をとれるという認識でよろしいでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。大貫観光交流課長。

○大貫観光交流課長 はい、すみません。阿部委員の質疑にお答えさせていただきたいと思うのですが、すみません、もう一度、ちょっと聞き取れなかったものですから、もう一度、すみません、お願いいたします。

○阿部委員 はい、現在の城山公園、滑り台があつたりとか、公園として指定されている場所があつて、そこは鳥獣対策としては柵をつくったり、箱わなを仕掛けたりということ、これまでずっとやってきたと思います。

それで、それが今回公園を頂上のところまでずっと広げていくということですが、そうなったら、それが全体が公園という形になるので、それ全体を鳥獣対策の要望とかがあれば、それは対応ができるという認識でいいかどうかの確認です。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。はい、倉澤林政課長。

○倉澤林政課長 林政課、倉澤です。よろしくお願いいたします。

箱わな、そういった有害鳥獣の捕獲の関係かと思われませんが、有害鳥獣につきましては、猟友会の方、それから自治体として、こちらからお願いしている方、そういった方にいろいろわなをかけていただいたり、そういったことはやってございます。

ただ、公園内とか、そういったところとしますと、今度人が常に出入りするということで、なかなか難しくは、例えば、くくりわななどをかけてしまったりとかしますと、それとあと箱わなでも、中で獣が暴れたりするものですから、なかなか難しくはなるか

と思いますが、そういった要望なり、そういったものがあれば、こちらで相談には乗らせていただきたいと考えております。

以上です。

○阿部委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 はい。

ほかに質疑はございませんか。駒場委員。

○駒場委員 駒場です。

整備課長にちょっとお聞きしたいのですけれども、従来、公園の扱いという形については、議会の一般質問とか、常任委員会とかでも、鹿沼市ではちょっと都市公園ですか、は、他市とかに比べても、かなり面積があるよという形をお聞きしているかと思います。

それで、今回の要望について、公園にしていいただきたいという要望なのですけれども、それについての考え方という、基本的なことをちょっとお聞かせ願いたいと思うのです。

○大貫委員長 山田整備課長。

○山田整備課長 整備課長の山田です。

公園を広げることについての基本的な考え方ということでございますが、都市公園は住民1人当たり10平米以上を目安とするという法律がございまして、鹿沼市ではもうこれを12平米を超えているということで、新たに増やす考えはないということでございますが、城山公園は都市公園ではないというのが一つございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。どうぞ、鈴木委員。

○鈴木副委員長 ちょっと執行部のほうで把握していればなのですけれども、こういった防空監視哨は、もちろんこれ陸軍時代のものなのでしょうけれども、これ、多分全国にあると思うのですよ。

それで、鹿沼市にはほかにはあるのですかね、もし把握していれば。これ、多分1カ所だけではないと思うのですよね。そういった城址とか、跡、跡地ですよね。こういったのは、鹿沼市にはほかにはまだあるのか、ちょっとそこら辺。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。大貫観光交流課長。

○大貫観光交流課長 はい、こういった施設が市内の、ほかのところにあるかというご質疑だと思いますが、そういった場所はないというふうには聞いてございます。

以上です。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

次に、質問がありましたら、はい、駒場委員。

○駒場委員 では、先ほどの私の整備課長の質問のちょっと確認なのですけれども、都市公園には当たらないという形なので、支障はないという話なのですけれども、今度はちょっと視点が違くなるのですけれども、地域の夢実現事業を令和2年度からやられてい

るという形が、そちらは市民部が管轄になるかと思いますので、ちょっと今日は産業建設なので、委員さんが、執行部の方いらっしゃるのですが、その地域の夢実現事業をやられた後が公園になるということについては、問題はないのですかね、どうなのですかね。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。山田整備課長。

○山田整備課長 整備課長の山田です。

私が申し上げた、あくまでも、都市公園を広げる考えはないということで、今までも答弁をしてきたとおりでございまして、支障があるかないかということであれば、それは支障がないのだというふうには思っていますが、既に整備がされているので、都市公園を新たにつくる考えはないというふうに今まで、を当局のほうの考え方としては整理をしてあるということでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

いいですか。

○駒場委員 その地域の夢実現事業をされたところを公園化されるということについての質問なのですけれども。

○大貫委員長 その質問を受けていただける方はいらっしゃいますか、課長は。

大貫観光交流課長。

○大貫観光交流課長 はい、観光交流課長の大貫です。

駒場委員の質疑にお答えいたします。

はい、地域の夢実現事業のほうで行った事業後にそういった公園化にするということかと思いますが、したことについて、支障があるかどうかというお話ですが、支障、まあ維持管理の面とか、そういったところにつきましては、公園化ということで、市のほうに管理のほうは、今度を行うということになりますので、そういった予算の面であるとか、それから地域の夢実現事業が採択されるに当たっては、地域の方々が手を挙げて行っていくという事業でございまして、その後の管理についても地元のほうですね、行っていくというようなことが計画の段階から言われておりますので、そういったところの整合性がちょっと図っていく必要はあるのではないかなというふうなことで考えております。

以上です。

○駒場委員 わかりました。

○大貫委員長 はい。

ほかに質問はありませんか。はい、鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 ちょっと先ほどの林政課長にちょっとお聞きしたいのですけれども、これ、行政が公園をその地域の夢実現事業で補助金を出して、お金をかけて公園にしました。

それで、公園にしましたとなってくると、これ利益相反になってしまうのではないですかね。

何か、あたかも公園にする前提で、その補助金を出しているというふうに第三者から見られないですか、これは。そこら辺どういう考えなのかなと思って、まあ答えられる範囲で。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。倉澤林政課長。

○倉澤林政課長 林政課長、倉澤です。

鈴木副委員長の質疑に答えさせていただきたいと思います。

利益相反かということですが、こちらとの、今の城山を守る会さんのほうに、元気な森づくり県民税のほうで支援をしておりますのが、約6ヘクタール分ということで、その周辺の林のほうも含めた形の、その中を里山整備ということでお願いをしてございます。

それで、計画時点で、利益相反にはならないと、その細かにその判断したかどうかというのは、ちょっと私も、申し訳ございませんが、はっきりはしませんが、地元の方が、そういった里山、今の、現在としましては、公園ではないということで、そういった部分を全体的に整備をいただいているということでありますので、今現時点では利益相反にならないのではないかと、私個人的には考えております。

以上です。

○大貫委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 確認事項もないようですので、各委員の意見、考え方を伺った上で、結論を出したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 それでは、各委員の意見、考えをお願いいたします。では、阿部委員。

○阿部委員 はい、この公園化ということでの地域の人たちからの強い要望で、実際私も現場を見て、本当に地域の方が一生懸命整備されているというのはよくわかりました。

それで、栗野一帯が眺めることができる、すごく見晴らしのいい、景色のいい場所なのでですね。

それで、そういう地域からの要望があるにもかかわらず、それを公園にしないということはないのだと思うのですよ。

だから、基本的には、私の意見としては公園に、この陳情は賛同できるなという、思っています。

ただ、執行部との今のやりとりの中でも、それを公園化していく中で、もうちょっといろいろと確認したいところもあるということと、鹿沼全体のところを見てということと、一つ一つ丁寧に議論を進めながら、これを実現に向けてやっていきたいと思いますので、私としては、まず今回は、この陳情をちょっと継続として、それで、3月の議

会までに常任委員会として調査なりをして、それで、3月の議会の常任委員会で改めて決めていきたいと思いますという意見です。

○大貫委員長 ほかのご意見はございますか。はい、駒場委員。小島さん、すみません。

○小島委員 はい、小島です。

まず私は、基本的には、城山公園、今までのとおり、3月には城山の大掃除とか、そういうもので、ずっとこれもいつから始まったかわからないけれども、もう30年から40年近くなるのではないかなと思います。

そういう中では、地域の人が全体で、城山を大掃除したり、また管理、ここ近年、先ほども■■■さんが説明しました、城山を守る会ができてからというのは、比較的城山を守る会がメインでその夏場ツル切りとか、草刈りなどをやっているのですけれども、私が言いたいのは、基本的には賛成なのですけれども、今、先ほど阿部さんが話したように、まだまだちょっと調べることもある。

なぜなら、城山を守る会が今回指定公園にということで、陳情を出しましたが、私としては栗野地域の4地区のやっぱり自治協議会とか、商工会とか、あとは林業関係の森林組合とか、農業関係の代表者とか、そういうところの人と、場合によっては中学生なんかにも城山の大掃除を手伝ってもらっているから、PTAなんかもそういう参考に入れてもいいかなというような、そういう中で、十分同意というか、合意を得た上で、陳情なら非常にいいなという感じでのすけれども、これ、ちょっと、私のちょっと意見です。

したがって、賛成、もしくは継続かなという感じです。

以上です。

○大貫委員長 ほかのご意見をお願いいたします。駒場委員。

○駒場委員 駒場です。

私はこの陳情に対しては賛成です。

先ほど公園化、都市公園ではないので、支障、問題はないよという話も伺いました。

それで、この陳情を求める背景というのもあると思うのですけれども、今までその寄附を集めて、防空監視哨をつくられたり、毎年管理をしていただいたという形ではありますが、やっぱり高齢化が、その委員、メンバーの方も高齢化が進んでいるのではないかなと思うのですね。

あの防空監視哨のほうに、私はちょっと関心があるのですけれども、平和の象徴という形であれば、そこを守っていくということに対しては、やっぱり公園化が一番なのではないかなというふうに感じております。

ですから、継続という形もあると思うのですけれども、ゆくゆくその3月の議会においてでも、賛成という形になることなのであれば、今、今回の議会で賛成というふうな形をとられたほうがいいのではないかなと、私は思います。

以上です。

○大貫委員長 はい。

まあ、とりあえず全員。

では、はい、小島委員。

○小島委員 何回も言いますけれども、私も賛成なのですけれども、なぜ賛成か、継続か
という、私の考えから言いますと、ほら、城山の今度新しく追加する監視哨を含めた、
今まで財産区のほうの山になっている、それを指定公園にすると、面積的な問題。

あと、その境界的な問題とか、そういうもろもろありますから、そういうのをちゃん
とはっきり決めてからというか、また、その地域の合意を得てから、決して城山を守る
会が、これリーダーになって、そういう中で進めていけばいいなという感じでいます。

したがって、だから、今すぐ、この賛成か、反対かというのは、ちょっとあまりにも
乱暴すぎるかなと思うのです。

したがって、継続で、もうちょっと調査する必要があるかなと考えています。

○大貫委員長 はい。

それで、ほかに意見はございませんか。

できたら全員聞きたいので、関口さんからずっとお話しいただきたいです。

○関口委員 できれば、公園にするというのはいいことだなと思うのですが、ま
ず今、ほかの問題点だのいろいろあるので、それを整理してから、私は回答していき
たいと思います、そういうことです。

○大貫委員長 はい、ありがとうございます。

次に、津久井委員、どうですか。

○津久井委員 私もすぐの結論ではなくて、ちょっと検討して、継続という形で考えて
いるのですけれども、というのは、ちょっと話を聞いたのが、何か、その底地ですか、底
地が何か私有地があるとか何か話もちょっと聞いたことがあるので、そういう、やっぱ
り私有地となってくると、今度ほら、市のほうでそれを買上げしなくてはならない、
そういう点も出てくると思うので、もうちょっと調べてから考えたいと私は思ってい
ます。

以上。

○大貫委員長 次に、鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 そうですね、僕も、別に反対とか、賛成とか、とりあえず、前向きな公
園にはしたいと思っているのですけれども、先ほど津久井さん言ったとおり、まずはそ
の土地の公図とか、全部調べて、所有者関係とか、あと、もちろん、あと公園にします
から境界関係とかですね。

あと公園も、前に、確か2年前には、公園をどんどんつくらないような、要は縮小す
るというようなことを執行部は答弁していましたので、鹿沼市には公園がいっぱいあり
すぎるからと、だから、そういったほかの法令とも問題ないように調査してからやった
ほうがいいのかと、僕的には思っていますので、反対するわけではありません。

そこら辺の他の法令と齟齬が出ないように、もうちょっと調査したほうがいいのかな
と思っております。

以上です。

○大貫委員長 ほかに意見、考えはありませんか。

出尽くしましたか、はい。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情 12 号の取り扱いについて、採決を行います。

では、お諮りいたします。

継続が多いということ、皆さんのご意見ですから、陳情 12 号について、継続審査とする委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○大貫委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第 12 号については、継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第 11 号 栃木県に対し宇都宮鹿沼道路（さつきロード）の料金徴収期間
「10 年延伸」案の反対を求める意見書の提出に關します陳情を議題といたします。

この件につきまして、事務局に陳情の概要を、説明をさせます。

○事務局 陳情第 11 号 栃木県に対し宇都宮鹿沼道路（さつきロード）の料金徴収期間
「10 年延伸」案の反対を求める意見書の提出に關します陳情について、その概要をご説明いたします。

この陳情は、令和 6 年 9 月 13 日にお手元の資料のとおり提出されました。

1、趣旨としては、県交通政策課では、料金徴収期間を 10 年延伸する理由として、未償還金圧縮等を挙げているが、延伸をしても圧縮幅はさほど大きくなく、開通当初の料金徴収期間をもって無料化したほうが、宇都宮市、鹿沼市双方に経済メリットがあると考えするという内容であり、2、陳情事項として、料金徴収期間を 10 年延伸する案に反対する意見書を鹿沼市議会から栃木県へ提出することを求めるものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

○大貫委員長 陳情の概要について、説明は終わりました。

それでは、陳情第 11 号について、執行部に確認したいことはありませんか。鈴木委員。

○鈴木副委員長 新たに新産業団地が東のほうにできました。

それで、次期産業団地も多分それに附随していると思い、反対側ね。

ただ、そこに設定したからには、この料金徴収のことも、多分考えて、位置決定していると思うのですよ。

そこら辺、ちょっとお聞きしたいなと思いますので、これ、誰、課長。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。宇賀神産業誘致推進室長。

○宇賀神産業誘致推進室長 産業誘致推進室長の宇賀神です。

ただいまの鈴木副委員長の質疑にお答えいたします。

鹿沼インター産業団地、次期産業団地につきましては、やはりさつきロード周辺で造成が、鹿沼インター産業団地は造成が進んでおりまして、次期産業団地もそちらで造成を予定しております。

それで、市といたしましても、さつきロードの無料化につきましては、大変関心を持っておりまして、県のこの有識者会議の経過を見まして、今年8月に、市としても県へさつきロードの料金徴収満了日であります、令和8年3月17日付での確実な無料化ということで、知事に対して要望を出させていただいております。

こちらの周辺につきましては、当然次期産業団地の予定もございますし、鹿沼工業団地、流通センター、木工団地等も集積している場所でございますので、物流の活性化ですとか、効率化、または従業員の方の通勤の利便性向上も期待されることでございますので、今後も引き続き要望していきたいというふうに考えております。

以上で質疑のほうを終わります。

○大貫委員長 よろしいですか。

○鈴木副委員長 僕、ちょっといいですか。

○大貫委員長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木副委員長 令和8年まではわかっています。

ただ、それよりも、もう新産業団地は、もう開始できるわけですから、無料にしてもいいのではないかな。

もし、仮に無料ではなくても、栃木県の中で、今お金をとる道路という、これ、さつきロードだけなのですよ。

日光の有料道路はちょっと置いておきますけれども、霧降高原とか、龍王峡の先の150円とるような小さい、あの、有料道路だって、みんな、もう料金所なくなっちゃいましたよ。

どこだって無料なのに、鹿沼だけとっているのですよ。

それで、ちょっとこれお願いなのですが、お金をとるのは結構なのですが、ETCにできないですか。ここだけ別なのですよ。

はい、そこら辺も調整できればと思って。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。宇賀神産業誘致推進室長。

○宇賀神産業誘致推進室長 はい、鈴木副委員長の再質疑にお答えいたします。

先ほどの副委員長のETCのお話につきましては、主幹課が栃木県でございまして、県のほうで第3回の栃木県道路施策検討有識者懇談会の中で、もし仮に10年延伸になった場合には、その辺の利便性の向上も含めて検討する必要があるというようなお話の内容で、検討会で議論されているところでございます。

市といたしましても、注視して、見守っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木副委員長 はい、ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。駒場委員。

○駒場委員 今回のさつきロードの無料化という形については、陳情を採択すべきだなど、私は思っております。

あとちょっと1点、執行部のほうに確認したいことがあります。

先日、全協で、次期産業団地の話があったのですけれども、そのときに、市道4号線ですね。

確か、そのときの資料で、点線で整備計画があるのだな、あるのではないかなというふうに私は思ったのですけれども、その説明はなかったのですが、今、石橋街道から、そのさつきロードの工業団地までの間、4号線がありますけれども、そこは手づかずの状態だと思うのですよね。

それで、今度4号線を整備する計画があれば、かなりその無料化に関しても、メリットが高いのではないかなと思っているのですけれども、かなり4号線は延長もありますので、やるにしても、そんなに一気ににはできないなとは思っているのですけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○大貫委員長 すみません。今、この陳情の内容に沿っていますか。

○駒場委員 はい。そうすると、はい、まあ、この無料化については、まだ賛成だとなるのですけれども、その無料化することによって、今度そのさつきロードの道路から、石橋線へ行く道のところの計画があれば、もっと利便性が高まると思ったので、そこをちょっとお聞きしたかった。

○大貫委員長 陳情の内容に沿った形で、進めさせていただきたいと思いますので。

○駒場委員 では、大丈夫です。はい。

○大貫委員長 はい。

では、ほかに質疑はありませんか。小島委員。

○小島委員 はい。私もこのさつきロードの無料化には賛成でございます。

陳情書にもあるように、例えばね、県のその未償還金圧縮等が挙げられているということで、10年間延伸すれば、未償還金は22.3億円、延伸しなくても、25億円と。

したがって、その差は、ちょっと圧縮、かなりそんなに差はないので、ならば、この産業団地も含めて、鹿沼の工業団地、やっぱり物の、今まで乗用車とか、そういうのがメインだと思うのですけれども、今度物流のそういうトラックとか、そういう経済的、私も西方のほう、今はちょっと年に4、5回あるのですけれども、あそこは迂回していきますから、そういうのを考えますと、物の一番は優先に、産業団地を含めて、物の物流を優先にして、経済的メリットを優先して賛成です。

○大貫委員長 執行部の説明は。

○小島委員 これは別に、私の意見だから。

もし、関係があれば。

○大貫委員長 はい、わかりました。

それでは、ほかにご意見を、全員からいただきますので、関口委員から。

○阿部委員 では、執行部へはいいですか。

執行部の質問は。

○大貫委員長 あ、そうだ。

○阿部委員 執行部はもういいですね。

○大貫委員長 執行部にはいい、よろしいですかね。

すみません、はい。

確認事項はもうないということで、よろしいですね。

(「はい」と言う者あり)

○大貫委員長 はい。

確認事項もないようですので、各委員の意見、考え方を伺った上で、結論を出したい
と思いますので、ご異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○大貫委員長 はい。

それでは、各委員の意見、考えをお伺いいたします。

一人一人、関口さんから、一人一人言ってしまうてください。はい。

(「もうイエスカノーかで」と言う者あり)

○大貫委員長 イエスカノーかだけでいいですね。

(「イエス、ノー枕にしても」と言う者あり)

○大貫委員長 イエス、ノーだけでいいです。

(「もう採択でいいです」と言う者あり)

○大貫委員長 オーケー。

(「俺か」と言う者あり)

○津久井委員 では、俺が言うよ。

○大貫委員長 津久井委員、お願いします。

○津久井委員 賛成。

○大貫委員長 はい、津久井委員、賛成。はい。

○津久井委員 はい、賛成。

(「ランプがつかないけれども」と言う者あり)

(「誰か押していた?」と言う者あり)

(「委員長が押したのではないの?」と言う者あり)

(「委員長はいいのか」と言う者あり)

(「委員長はいいよ」と言う者あり)

(「え、知らなかった」と言う者あり)

○津久井委員 では、賛成です。

○大貫委員長 はい。

○津久井委員 はい。

○大貫委員長 駒場委員は。

○駒場委員 賛成です。

○大貫委員長 賛成、はい。

では、阿部委員。

○阿部委員 はい、はい、では、意見を言わせていただきますと、こういう要望が出ているということなので、この意見書を出すというところでは、陳情に賛成します。

それで、交流人口とか、あと消防団の方からも議会の報告会の意見交換会で出ました。

宇都宮に勤めていて、緊急命令が出ても、さつきロードを毎回走るのはちょっと負担になると。

それで、それが無料だと、より鹿沼に戻って来やすいというようなお話もありました。

何よりも、交流人口とかという部分で、利便性は高くなるし、鹿沼としてはメリットが高いのだと思うので、ぜひこれは実現に向けて、まずこの意見書に対しては陳情に賛成の立場です。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、私はもちろん、切に賛成、お願いします。

以上です。

○大貫委員長 はい、関口委員。

○関口委員 これは、金を払って入るとか、何かというのは、鹿沼の損失だから、私はもうそういうところは、損失するのはなるべく変えたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

○大貫委員長 鈴木委員。

○鈴木副委員長 はい、自転車でもお金がとるような道路は、僕はないほうがいいと思っています。賛成です。

○大貫委員長 はい。

それでは、発言が出尽くしたようですので、採決を行いたいと思います。

陳情第 11 号を採択とするか、不採択とするか、挙手採決を行います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 では、お諮りいたします。

陳情第 11 号について、採択とする方に、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○大貫委員長 全会一致、はい。

したがって、陳情第 11 号については、採択することに決しました。

次に、議案第 80 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）についてのうち、産業建設常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉産業振興課長。

○小泉産業振興課長 産業振興課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

議案第 80 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、経済部及び農業委員会事務局所管の予算についてご説明をいたします。

令和 6 年度補正予算に関する説明書、一般会計（第 6 号）の 5 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

一番上の段、16 款 県支出金 2 項 6 目 農林水産業費県補助金の右側の説明欄、戸別所得補償対策事業費県補助金 127 万 3,000 円の増につきましては、県の補助金を活用し、下永野地域における農地バンクを介した農地の集積を行うための協力金を増額するものであります。

また、その下の農地関係振興事業費県補助金 76 万 7,000 円の増につきましては、農業水利施設省エネルギー化推進事業として、土地改良区における電気料金高騰分補助を、昨年度に引き続き延長して行うものであります。

その下の行、8 目 災害復旧費県補助金の説明欄、林業施設災害復旧事業県補助金 3,330 万円の増につきましては、本年 8 月に被災した林道 2 路線の復旧に係る補助金を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明をいたします。

なお、産業建設常任委員会が所管する各部局の一部の事業費におきまして、給料、報酬、職員手当等の増額を計上しておりますが、補正予算の内容が、人事院勧告に準じた給与改定によるものだけの場合には、当該事業費の説明は省略させていただきます。

それでは、経済部及び農業委員会事務局所管の歳出についてご説明をいたします。

19 ページをお開きください。

上から 2 段目、5 款 労働費 1 項 1 目 勤労者福祉対策費の説明欄、勤労者育成費 54 万 6,000 円の増につきましては、公益財団法人鹿沼市勤労者福祉共済会の運営に係る人件費が、人事院勧告により増加することに伴い、補助金を増額するものであります。

一番下の段、6 款 農林水産業費 1 項 3 目 農業振興費の説明欄、一つ目の○、堆肥化センター管理運営費 217 万 8,000 円の増につきましては、人事院勧告等による会計年度任用職員の人件費の増額と、堆肥製造業務に係る出向職員の出向期間変更に伴う負担金の減額を相殺した金額を計上するものであります。

同じく、3 目 農業振興費の説明欄、2 つ目の○、戸別所得補償対策事業費 156 万 6,000 円の増につきましては、人事院勧告による会計年度任用職員の人件費の増額及び歳入でもご説明いたしました、下永野地域における農地バンクを介した農地の集積面積増加に伴う農地集積協力金を増額するものであります。

21 ページをお開きください。

一番上の段、6 目 農地費の説明欄、農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金 76 万 7,000 円の増につきましては、こちらも歳入でご説明いたしましたとおり、2 つの土地改良区における電気料金高騰分補助を、昨年度に引き続き延長して行うための費用を計上するものであります。

上から 3 段目、7 款 商工費 1 項 2 目 商業振興費の説明欄、企業誘致推進費 288 万 1,000 円の増につきましては、「企業立地促進事業補助金」の実績を見込み、これを増額するものであります。

その下の行、4 目 観光宣伝費の説明欄、観光物産ピーアール事業費 294 万 5,000 円の増につきましては、一般社団法人鹿沼市観光協会の運営に係る人件費が、人事院勧告により増加することに伴い、補助金を増額するものであります。

その下の行、5 目 観光開発費の説明欄、2 つ目の○、観光交流拠点施設管理費 139 万 7,000 円の増につきましては、「まちの駅新鹿沼宿」の誘導灯設備の修繕及び「まちの駅新鹿沼宿」の運営に係る委託料を増額するものであります。

27 ページをお開きください。

上から 2 段目、11 款 災害復旧費 1 項 2 目 林業施設災害復旧費の説明欄、林業施設災害復旧事業費 5,550 万円の増につきましては、本年 8 月に被災した林道 2 路線の災害復旧工事費を計上するものであります。

以上で、経済部及び農業委員会事務局所管の一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。

○大貫委員長 柏崎都市計画課長。

○柏崎都市計画課長 都市計画課長の柏崎です。よろしくお願いします。

議案第 80 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 6 号）についてのうち、都市建設部所管のものについてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

説明書の、戻っていただきまして、3 ページをお開きください。

下から 2 段目、15 款「国庫支出金」、2 項 4 目「土木費国庫補助金」、右側説明欄の「道路維持費国庫補助金」 2,103 万円の減額につきましては、補助金額の確定により補正するものであります。

次に、5 ページをお開きください。

一番下の段、22 款「市債」、1 項 5 目「土木債」、右側説明欄の「道路橋りょう長寿命化対策債」 2,190 万円の増額につきましては、令和 6 年度橋りょう長寿命化対策事業を行うに当たり、先ほどご説明いたしました国庫補助金の減額により不足する財源として充当するため、補正するものであります。

次に、7 ページをお開きください。

1 項 9 目「災害復旧債」、右側説明欄の「河川災害復旧債」 1,000 万円の増額につき

ましては、8月26日の大雨により被災した、板荷地内の柿沢川の災害復旧工事を行うため、補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

23 ページをお開きください。

一番上の段、8款「土木費」、2項3目「道路維持費」、右側説明欄の「道路維持管理費」 400万円の増額につきましては、道路照明等の電気料において、料金の高騰により不足が生じたため、補正するものであります。

次に、27 ページをお開きください。

下から2段目、11款「災害復旧費」、2項2目「河川災害復旧費」、右側説明欄の「河川災害復旧事業費」 1,000万円の増額につきましては、8月26日に大雨により被災した、板荷地内、柿沢川の災害復旧工事を行うため、補正するものであります。

以上で、都市建設部所管のものについて、ご説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

まず最初に林道の整備ということで、8月の台風災害のところで説明がありました。

それで、4ページでは、3,330万円ですが、歳入で。

それで、28ページのところでは、歳出のほうでは5,500万円ということで、この数字の関係とか、まずは説明を、詳細と、あとその整備の進捗状況について、教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。倉澤林政課長。

○倉澤林政課長 林政課長、倉澤です。

阿部委員のご質問にお答えいたします。

林道災害復旧事業としまして、歳入に上げさせていただきました3,330万円でございますが、こちら、歳出の5,550万円との関係性ということで、これにつきましては、国庫補助金が60%を見込んで、入ってくることを見込んでございます。

その分、工事費5,550万円に対しまして、3,330万円の歳入を見込んでいるところでございます。

それで、先ほど説明の中で、市債のほうの説明が漏れてございました。大変申し訳ございません。

こちらで、その部分をあわせて説明をさせていただきたいと思います。

7ページの市債、1項9目ですね。災害復旧債の2段目、右側のページ、2段目、林業施設災害復旧債ということで、歳入としまして、残りの2,220万円に対しまして、90%を災害復旧事業債ということで、起債のほうを見込んで財源に充てる、そのような形で財源措置をしてございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員、よろしいですか。

○倉澤林政課長 あ、すみません。

進捗状況ということでございますが、今ですね、まだ工事のほうは、今回補正をしていただくということで、この後発注となります。

それで、実際には、災害でございますので、国の災害査定というものを受けなければならないということで、実際には今週、その査定のほうが入っておりまして、最終的な工事の規模、そういったものが、この後細かに決まってくると、そのような形になってございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

では、まずはほかに誰かいれば。

○大貫委員長 ほかに質疑のある方はございますか。小島委員。

○小島委員 小島です。

22 ページの一番下の、説明欄の一番下の報酬で、陸砂利砕石監視員の報酬、1 万 1,000 円なのですが、ちょっとこの監視員の作業の内容とか、例えば、月 1 回監視しているのだとか、毎週なのだか、その辺のちょっと内容をお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を求めます。小泉産業振興課長。

○小泉産業振興課長 はい、産業振興課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

まず、作業の内容であります。市内の、陸砂利と書いて、これ、おかじやりと読むのですが、陸砂利の採取場、あとは採石場における違法採取による公共施設の破損とか、不法新掘及び流水の汚濁等を監視し、陸砂利の採取業、砕石業と地域社会との秩序の維持を図ることを目的として、はい、監視を行っております。

それで、監視の頻度なのですが、この監視員は、月に、1 カ月の間に 12 日間、1 日当たり 3.5 時間の勤務で、月当たり 42 時間の勤務で、はい、監視を行っております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部委員 阿部です。

24 ページの説明で、道路維持管理の中で、電気代の高騰、400 万円ということで、街灯関係ということだったのですが、高騰分が 400 万円ということなのだと思うのですが、全体の金額とか、どういう内容なのか、詳細を教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 維持課長の湯沢です。よろしくお願いいたします。

ご説明いたします。

電気料につきましては、毎年予算要求の段階で、実績等を見込んで、翌年度の予測の電気料を計上しておりますが、ここ 2、3 年の電気料の高騰幅が大きくて、当初予算に組んだ電気料では不足が生じたということで、今年度の関係なのですけれども、当初予算につきましては、1,320 万円計上しておりましたが、補正予算を組んだ時点での 3 月までの見込みで、およそ 1,720 万円支出の見込みとなったものですから、今回 400 万円ということで、増額補正させていただきました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 80 号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号中産業建設常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 83 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 はい、企業経営課長の北島です。よろしくお願いいたします。

議案第 83 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

「補正予算に関する説明書」の 1 ページをお開きください。

まず、収益的支出の補正についてですが、1 款 下水道事業費 1 項 営業費用 405 万 6,000 円の増につきましては、定期異動に伴う職員の増及び一般会計と同様に人事院勧告に伴う給与改正、期末、勤勉手当の増により人件費を増額するものであります。

続きまして、6 ページをお開きください。

継続費の補正についてですが、1 款 資本的支出 1 項 建設改良費 鹿沼市黒川終末処理場の建設工事委託に関する協定につきまして、当初、社会資本整備総合交付金について、下水道処理施設の機械濃縮設備、重力濃縮設備、汚泥消化槽の 3 設備を更新するため、継続費 19 億 230 万円の要望を出しておりましたが、令和 6 年度については栃木県全体の要望額 39 億 5,689 万 6,000 円に対しまして、内示額が 24 億 5,520 万円、内示率は 0.62 であり、さらに県内各市町とも施設の老朽化が進んでおり、交付金の要望が多く見込まれることから、令和 7 年度、令和 8 年度は交付金が満額交付されることが難し

いと想定されたため、本年４月に県と協議をし、機械濃縮設備、重力濃縮設備の２設備に絞って申請をすることになり、今回８億４,630万円を減額補正するものでございます。

なお、汚泥消化槽については、令和９年度以降に実施する予定です。

以上で、議案第８３号 令和６年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第１号）について、説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

今の説明が、ちょっとよく、私、すみません、理解できなかったのですが、全体で３９億円のうちの２４億円の内示で、**0.62**でということで、それで、見越して減額をしたということなのですが、なぜ減額をする必要があったのかをお聞きしたいと思います。

そのまま出すわけにはいかなかったのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。上田下水道課長。

○上田下水道課長 はい、下水道課長の上田です。よろしくお願いいたします。

ただいまの阿部委員のご質問にお答えいたします。

先ほどの県全体の要望額が３９億５,689万６,000円に対して、内示額が２４億５,520万円ということで、内示率は**0.62**ということで、手元に、ちなみに令和５年度のデータがあるのですが、令和５年度は県全体で３３億２,100万円、それに対して内示率は**0.62**という内示率、あ、**0.72**という内示率でした。

それで、今年度は、前年度に比べまして、約３９億円ですので、６億円増えているにもかかわらず、内示率は**0.62**と下がっている。

こういった状況から考えますと、令和７年、８年が県内の各市町で、各処理施設の更新のほうはかなり増額になるということで、県のほうから聞いていましたので、県全体の要望額がかなり増える。

そうすると、内示率がかなり下がるということが想定されますので、鹿沼市としては、１施設を先に送ったとして、確実に国の補助金を得られるようにしたほうが得策ということで、９年以降にずらしました。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい。ということは、県の要望はその数字にとどめておいて、国の国庫補助のほうを活用するようにしたいということでの施策ということですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。

○上田下水道課長 極力国の補助金を多く獲得するために、このような措置をとりました。

以上です。

○阿部委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。小島委員。

○小島委員 1 ページの1 項かな、営業費用、そして、その中のこの項目の2 番で、ほら処理場管理費、マイナス 338 万円になったわけ、これ予定価格が多かったからこうなったのかどうか、そこら辺ちょっと確認。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。北島企業経営課長。

○北島企業経営課長 はい、企業経営課長の北島です。よろしくお願いいたします。

1 ページの2 番の処理場管理費の減の理由ということで、よろしかったと思いますが、こちら、ここには人件費としまして7 人分の人件費が入ってございますが、ここでは再任用職員が1 名減りまして、人数は変わらないのですが、その代わりに会計年度職員が1 名増と、全体の人数は変わっておりませんが、その給料の単価が下がりましたので、減額というふうなことでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、わかりました。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 83 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号について、原案どおり可とすることに決しました。

休憩、すみません、暫時。

○鈴木副委員長 1 時間超えていますので、暫時休憩します。

(「しますではない、しますか」と言う者あり)

○大貫委員長 10 分間、すみません。

開始は 25 分くらいでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

(午前 11 時 13 分)

○大貫委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前 11 時 23 分)

○大貫委員長 次に、議案第 86 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。東城農政課長。

○東城農政課長 農政課長の東城です。よろしくお願いいたします。

議案第 86 号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

鹿沼市花木センターの観光いちご園を除く部分及び、鹿沼市林産物需要拡大施設の指定管理者として、令和 7 年 4 月 1 日から 3 年間、公益財団法人鹿沼市花木センター公社を指定するものであります。

なお、同財団は、昭和 51 年の鹿沼市花木センター開設にあわせ組織され、以来、さつき祭りや、サツキ盆栽をはじめとする緑花木を提供し、公益法人として、社会的信頼性と、48 年間にわたる管理実績から、業務の知識や経験が豊富であり、施設の効果的な活用を図る上で、同財団に管理運営を委託することが最善であることから、指定に当たりましては非公募となっております。

以上で、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 86 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 87 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。東城農政課長。

○東城農政課長 農政課長の東城です。

議案第 87 号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

鹿沼市花木センターの観光いちご園の指定管理者として、令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間、有限会社農業生産法人かぬまを指定するものであります。

なお、同法人は、本市が出資する法人であり、また「出会いの森いちご園」の運営実績から、専門的知識や技術、ノウハウの蓄積が豊富で、事業を継続・発展させていくことが可能であり、同法人に管理運営を委託することが最善であることから、指定に当たりましては非公募となっております。

以上で、指定管理者の指定についての説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

審査詳細についてということで、別の資料があります。

それで、この 4 ページの中で、書類審査の中での配点表というのがあって、80 点満点で、とりわけ 4 番の施設運営と計画の経費の削減というところでは、0 点というふうになっているのですが、これはなぜ 0 点になるのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。東城農政課長。

○東城農政課長 はい、農政課長の東城です。

ただいまの阿部委員の質疑にお答えいたします。

本会議におきまして、橋本議員のほうから、一般質疑のほうがありましたときに、経済部長からの答弁があったかと思うのですけれども、こちらに至りましては、各項目ご

とですね、評価を加点式という方法で、審査会の皆さんが、各委員がそれぞれに配点をしております。

施設運営の計画及び経費の節減の、今の4番の項目におきましては、市が設定した上限額よりも経費削減に関する実効性、具体性等を評価いたしまして、本議案の案件、今回の今の質問に対しましては、市の上限額と事業者が提示した額が同額であったために0点であったと思われます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 執行部、阿部委員、よろしいですか。

○阿部委員 はい、ということは、同額ということがよくあれなのですが、全然努力していなかったということになるのかな。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。東城農政課長。

○東城農政課長 農政課長の東城です。

こちらは、あくまでも加点式ということになっております。

特別努力がなかったとか、何かそういうマイナスな点があつての審査ではございませんので、説明をしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい。まあ。

○大貫委員長 ちょっとお待ちください。竹澤部長。

○竹澤経済部長 補足させていただきますけれども、橋本議員のほうにも、私のほうで答弁させていただきましたが、この指定管理者の選定委員会の各委員の点数まで、私たちは、把握はしておりません。

それで、あくまで経済部の中で、事前に審査をしたことから、恐らくこういうことだろうということで、推測をしているわけでございますけれども、当然、指定管理の目的の一つとしては、行政改革という形ですね、いかにコストを下げるかという視点もあるのだと思っております。

それなので、市が設定した金額に対して、相手が提示してきた金額が低いかどうかというのも審査の対象となっている、そういう項目だと、私たちは理解しております。

そこで加点式ということでしたので、経済部の中では、加点がなかったというようなことでございますとか、恐らくほかの委員の皆様も、そのように判断したのかなと推測するわけでございます。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、今部長のほうからも説明がありましたが、ということは、配点というのがあって、80点という数字がありますが、これが満点ではなくて、そこに近づけている点数が、右側にあるそれぞれの点数という考え方なのでしょうか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。東城農政課長。

○東城農政課長 農政課長の東城です。

おっしゃるとおり、加点方式ということですので、そのような形になります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい、ということになると、なおさら、やっぱり 0 点というのは努力していないということに、どうしても捉えてしまうと思うのですね。

それで、何よりもその、このいちご園にしても、花木センターにしても、いろんな課題がある中で、ずっと取り組んできて、「市の補助金があるから大丈夫なんだ」という考え方ではだめなのだと思うのですよね。

それで、市民に対して、お客さんに対して、しっかりとサービスをしながら、独立法人としてなっているわけですから、それぞれがちゃんと企業努力というのもしながら、よりお客さんを呼び込めるようにというところで、少なくともこの 4 番のところ、0 点という表現ではなくて、何らかの努力をしているとか、そういう前向きな姿勢というのを示していただきたかったなというふうに思って、質問をしました。

それで、今後、また何年かすれば、更新になっていくのだと思うのですが、その中で、今回反対はしませんが、この花木センターも同じですが、いちご園にしても、これからの契約期間の中で、しっかりとよりよい施設を目指していただきたいと思うのですが、そこに対しての考えだけ、お聞かせください。お願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。東城農政課長。

○東城農政課長 農政課長の東城です。

ただいまいただいた阿部議員からのご意見ですが、既に本会議が終わった後、今回の候補者であります有限会社農業生産法人かぬまの事務の方からご意見をちょうだいして、こちらの点も、これからの運営上努力をしていきたい、意識をしていきたいというような声も伺っております。

それで、私どもとしまして、こちらの点も考慮しまして、ともに努力をしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、よろしくお願いします。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 87 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号について、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 88 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 はい、建築課長の湯澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 88 号 指定管理者の指定についてご説明いたします。

市営住宅グループの指定管理者として、令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間、「有限責任事業組合かぬま住まいサポートセンター」を指定するものであります。

指定管理者の募集は、公募で行いまして、2 団体から応募がありました。

指定管理者選定委員会において審査の結果、候補者として選定されたものであります。

以上で、議案第 88 号の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい、別段質疑もないようですので、あ、失礼しました。すみません、阿部委員。

○阿部委員 はい、確認します。

先ほどと同じようなことで、審査結果の表、別資料でいただいておりますが、全体の点数は、多分 82.34 ということで、いいのだと思うのですが、その中で、自主事業の提案と特記事項というところで、点数が大きく出て、ほぼ満点に近い状態なのですが、これ、どういう自主事業の提案とか、何かがあったということとかだけ、教えていただければと思います。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 はい、阿部委員の質疑にお答えいたします。

審査資料 7 番の自主事業の提案、その他特記事項ということではありますが、この審査項目としましては、実現性のある自主事業ですとか、管理に関する提案等の項目に対して評価をしたものであります。

こちらの提案の中身については、次回のちょっと選定に影響もあることから、詳細なことはちょっと、少し、ちょっと申し上げられにくいところがありますが、入居者のコミュニティをとるとか、そういったイベントなんかを考えたり、入居者の利便性向上に関する提案が優れていたということもありまして、委員の皆様から評価をいただいたものだと考えております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 88 号につきまして、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 89 号 市道路線の認定について及び議案第 90 号 市道路線の変更については、関連しておりますので、一括して議題といたします。

執行部の説明をお願いします。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 維持課長の湯沢です。よろしくお願いいたします。

議案第 89 号と議案第 90 号は、関連がございますので、続けてご説明いたします。

まず、議案第 89 号 市道路線の認定について、ご説明いたします。

お手元にお配りいたしました、上段に地区名等が記載してあります図面を、あわせてご覧ください。

今回の路線認定の対象は、開発行為により新たに築造された 4 路線で、図面においては、認定路線を実線表示しております。

1 枚目の図面は、千渡地内の市道 1397・1398・1399 号線で、延長は合計で 525.0 メートル。

2 枚目の図面は、茂呂地内の市道 7590 号線で、延長は 270.0 メートルとなります。

以上で、議案第 89 号の説明を終わります。

次に、議案第 90 号 市道路線の変更について、ご説明いたします。

同様に、お手元の図面をご覧ください。

今回の路線変更の対象は、土地の一体的利用を目的とした道路用地の売却により、当該市道の起点を変更するもので、図面においては、変更前の路線を破線表示、変更後の路線を実線表示しております。

対象路線は、茂呂地内の市道 7219 号線で、起点を変更し、延長が 427.09 メートルから 315.0 メートルへ変更となります。

以上で、議案第 90 号の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。小島委員。

○小島委員 はい、89 号、お願いします。

市道に認定したのですけれども、ちょっと参考に、これは市道にする基準的なことは業者にも説明するのだと思うのですけれども、私も、東町だの何かで、市道に認定されていない道路なんかもあったものですから、ちょっと気になって、今参考に基準などを教えてもらえればと思うのですけれども、お願いします。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 ご説明いたします。

一般的に市道に認定する場合、その道路の形態とか、あとは利用頻度と、将来どのような交通量が増えるかどうかとか、いろいろな予測はありますが、まず基本的には、今現在は、行き止まりの道路、これについては、市道には基本的には認定しない、してありません。

それで、今回、特に 89 号のほうは全て道路がつながっておりまして、通過ができるようになっておりますので、市道に認定しているような形になっております。

あと、特に市街地なんかは、建築基準法とか、そういう関係が出てきますので、あま

り幅員が狭い道路ですと、将来セットバック、新しくつくった道路なのに、セットバックしなくてはならないとか、そういう関係性も出てきますので、やはりそういうたぐいの幅員も確保できていないと、基本的には市道には認定しない。

ただ、条件にもよりますけれども、認定外道路として、底地だけを鹿沼市の名義にして、鹿沼市の道路として維持管理を行うということはありますけれども、やはり市道に認定しますと、道路法の適用を受ける形になりますので、道路の基準が満たされていないのに法律の適用だけ受けるというのは、なかなかちょっと難しいところがありますので、そういう基準に基づいて市道に認定しております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、説明ありがとうございます。

以前、私も、そういう中で、多分行き止まりの、まちの中だけでも、行き止まりとか、そういう道路で、アスファルトがかなりでこぼこしたのですけれども、市道認定されていないので、補修ができないという、何か返事をもらいました。

また、よく調査して、また、そのときはよく指導していただきたいと思います。

ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はございますか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 89 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号については、原案どおり可とすることに決しました。

続いて、議案第 90 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号についても、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 93 号 鹿沼市市道占用料、道路占用料条例ですね、一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 維持課長の湯沢です。よろしくお願いいたします。

議案第 93 号 鹿沼市道路占用料条例の一部改正について、ご説明いたします。

まず、道路占用料とは、公共団体等が管理する道路上に物件や施設を設け、継続して道路を使用する場合、これを占用と言い、当該公共団体が、占用者から占用料を徴収することとなっております。

本市の場合、道路法第 39 条の規定に基づき、「鹿沼市道路占用料条例」を定めて占用

料を徴収しており、その額については、道路法施行令で定める額に準拠し、決定しており、現行条例は、平成 31 年、これは令和元年になりますが、4 月 1 日の道路法施行令の改正にあわせ、令和 3 年 4 月 1 日から施行しております。

今回の条例の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日に一部改正されました道路法施行令に伴い、占用料の額の見直しを行うものであります。

改正内容につきましては、お手元にお配りいたしました、単位当りの占用料改正案を、占用物件ごとに掲載しました一覧表をご覧ください。

対象としましては、電気設備・電話設備・ガス管・建築物・看板類・建設工事関係等の事業系物件や個人が設置する水道管・排水管等、該当する道路法等の条文にあわせて多岐にわたるため、物件ごとのご説明は割愛させていただきますが、一部の物件を除き、総じて 10%から 15%前後の値上げとなっております。

参考といたしまして、県及び本市を除く県内 13 市のうち 9 市が令和 6 年 4 月 1 日から改定済み、残り 4 市が令和 7 年 4 月 1 日から改定予定となっております。

なお、占用料が計画どおり改定された場合、令和 6 年度当初予算ベースで比較しますと、令和 7 年度では 162 万 3,000 円の増額を見込んでおり、また、本改正案が今議会においてご承認いただけた場合、3 カ月間の周知期間を経て、令和 7 年 4 月 1 日の施行を予定しております。

以上で、議案第 93 号の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、質問というか、確認なのですが、それぞれ価格が、上で、順番に 480 円とか、730 円とかついていて、それで、約 1 割ぐらいの上昇ということですが、そういう説明でしたけれども、この価格の設定とかというのは、鹿沼市独自に、それで、他市ではもう既に進めているという話もありましたが、その期間とかについても、鹿沼市独自にやるものなのですか。

それで、電柱なんかは、もうずっと市境を通り過ぎても同じように立っていますけれども、そこ、その関係だけ教えてください。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。湯沢、すみません、維持課長。

○湯沢維持課長 ご説明いたします。

先ほどご説明しましたように、まず道路法施行令の改正があって、順次改定されていくわけなのですが、まず最初に国道が先行して改定いたします。

それで、その後、県及び市町村という形になっていきますので、全公共団体が改正しますと、占用料に関しては、全て同じ額になります。

それで、期間に関しましても、道路法施行令が改正されるたびに改定という形になりますので、それは国がまず先行して法律を改正して、その後、地方に広がっていくという形となっております。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、ありがとうございます。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

阿部委員、よろしいですか。

ほかに、はい、小島委員。

○小島委員 はい、小島です。

貸借対照表の2ページの下から2行目、みんな1割ぐらい上がっているのに、広告塔だけが下がっているのですよね。

この下がったわけをお願いします。

○大貫委員長 執行部の説明を願います。湯沢維持課長。

(「2ページ」と言う者あり)

○小島委員 2ページ。下から2行目。

○湯沢維持課長 はい、申し訳ありません。

基本的に額は今回、先ほどご説明したように、総じて大体1割から15%程度値上がりしておりますが、物によっては値下がりしている、はい、物件もございます。

それで、それは、全て国の基準に基づいて、法律に基づいて決めておりますので、市のほうで独自に金額の設定等を行っておりませんので、はい。

そういうことでご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 ありがとうございます。

ちなみに広告塔というと、広告なのかもしれませんが、具体的にあれがそうだとか、教えてもらえれば。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。湯沢維持課長。

○湯沢維持課長 はい。広告塔ですから、いろんな、何ていうのですかね、イベントとか、お店とか、そういうものを広く市民の方に周知するための広告塔という形になってくるかなと思います。はい。

それで、要は書いてあることが、ちょっと抽象的な書き方をしているものですから、なかなかそれは個別な判断で対応していくような形にはなってくるかなとは思っています。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 小島委員。

○小島委員 はい、ありがとうございます。大体イメージつきました。

ありがとうございます。

○大貫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 93 号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 93 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 94 号 鹿沼市市営住宅条例及び鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を願います。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 建築課長の湯澤です。よろしくお願いいたします。

議案第 94 号 鹿沼市市営住宅条例及び鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、「鹿沼市市営住宅条例」及び「鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例」の 2 つの条例について、主に、「子育て世帯や若者夫婦世帯等の入居要件の緩和や入居者の利便性の向上を図る」ために行うものであります。

まず、第 1 条による改正「鹿沼市市営住宅条例の一部改正について」であります。市営住宅は、公営住宅法により、入居者の心身の状況や世帯構成等の事情を勘案して、特に居住の安定を図る必要がある場合、例えば、高齢者世帯ですとか、障がい者世帯などを該当しますが、世帯属性及び月収の上限を条例で定めることで、「裁量階層」として入居要件を緩和することができます。

今回、国における子育て世帯への支援強化に準じ、裁量階層の月収上限額の引き上げ及び裁量階層の世帯属性に若者夫婦世帯等を追加し、子育て世帯等の入居要件の緩和を行います。

また、入居者の義務となっております、市営住宅共用部分の管理については、団地ごとに入居者内で集金等を行い、実施しておりますが、入居者の高齢化や多様化によりまして、会計や集金などが困難となってきております。

そのような団地の入居者からの依頼に基づき、市がその管理を代行できるようにして、その場合に、管理費を入居者から家賃とともに徴収できるようにします。

次に、第 2 条による改正「鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正について」であります。現在、若年勤労者用住宅は、入居時において「配偶者がいること」が条件となっておりますが、若年勤労者用住宅のさらなる利用促進のため、入居時に配偶者を必須とする規程を削り、配偶者のいない方、母子家庭ですとか、父子家庭、それから単身世帯ですね、そういった方も入居可能となるよう、入居要件の緩和を行います。

施行日は、令和 7 年 1 月 1 日から適用いたしますが、第 1 条中、鹿沼市市営住宅条例の第 20 条の改正規定は公布の日から、第 6 条第 1 項の改正規定及び第 24 条の次に 1 条を加える改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用いたします。

以上で、議案第 94 号の説明を終わります。

○大貫委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい、説明ありがとうございます。

全体的に前に進めるということで、すごくいい条例改正だなと思うのですが、まず第1条の中での21万4,000円が25万9,000円まで上限を上げるということですが、それで、さらには、その世帯の中で義務教育修了を18歳未満というところまで上げるということですが、この枠を越えた場合には、どういう対処をしていく。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 はい、阿部委員の質疑にお答えいたします。

月収上限の25万9,000円を超えた場合、どうなるかということでよろしいですかね。
はい。

その25万9,000円、上限を超えた場合には、そうですね、段階的にはなりますが、超えた時期、最初の入居は、ちょっと入居資格がないということになりますけれども、入ってから給料が上がって、この金額を超えた場合の話ですけれども、そういった場合には、段階的になりますが、家賃はその分ちょっと上がっていく、家賃が値上がりしていくことを段階的に行いまして、最終的には、ちょっと市営住宅以外のところの入居の準備なんかをしていただくようになると思います。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 阿部委員。

○阿部委員 では、その下の義務教育と18歳未満ということも同じような扱いですか。

○大貫委員長 執行部の説明をお願いします。湯澤建築課長。

○湯澤建築課長 はい、失礼いたしました。

そうですね、義務教育、もしくは18歳未満の子供が、お子さんがその年齢を超えた場合にも同じことになります。

以上で説明を終わります。

○大貫委員長 よろしいですか。

ほかにご質疑はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○大貫委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第94号について、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○大貫委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会におきまして、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

これもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午前 1 1 時 5 9 分)